

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（個） 第 7 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成28年 9 月 7 日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定により、実施機関に対し、次の情報の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

- (1) 学校法人〇〇学園（以下「本件学校法人」という。）が、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づいて、平成25年〇月頃、実施機関に提出した報告文書（以下「本件請求 1」という。）
- (2) 本件学校法人において、平成25年〇月頃に発生した「いじめ」について、本件学校法人の教諭が調査した結果やいじめに関与されたとする生徒に対する懲戒処分に関して実施機関に提出された報告文書（以下「本件請求 2」という。）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求 1 及び本件請求 2 に係る保有個人情報が記録された文書（以下それぞれ「本件請求文書 1」、「本件請求文書 2」という。）について、作成又は取得していないため、自己情報不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年 9 月21日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年11月 9 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件学校法人が設置する〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）の〇〇副校長が平成25年〇月頃、学事課に出向き、本件学校に同年〇月に設置されたとされる「いじめ防止委員会」において十分に調査した結果に基づく報告書に記載した事案を法に規定する重要案件に認定したとして報告書を提出したと、審査請求人は学事課から説明を受けた。

〇〇副校長は、同年〇月〇日に審査請求人が本件学校の生徒（以下「特定個人」という。）に対し行った行為は、法に該当する「いじめ」事案と認定し、その概要を詳細に記載した報告書を学事課に提出し、重要案件である「いじめ」事案と認定した旨の報告をしたとされるものである。

(2) 審査請求人は、平成28年1月22日、学事課において口頭で報告書の開示を求めたところ、学事課の〇〇（以下「職員A」と表記する。）は、「本事案は現在係争中であることから、〇〇高校からの報告文書は保存期間を過ぎても保存する」、「裁判所の提出命令（文書提出命令）があれば提出する」、「報告文書は詳細に書かれていた」等と述べたが、審査請求人には自己情報開示請求を行う権利があることについて一切説明しないまま要求をことごとく拒否した。

(3) 学事課は、〇〇副校長がいつ、学事課の誰に対し、報告書に基づきどのような説明を行ったのか、また、説明・報告を受けた後、学事課の誰がどのように本件について対処すると決定したのか明らかにすべきである。

職員Aは、上司の指示により対処したと述べており、なぜ自己情報開示請求を行う権利があることを審査請求人にあえて説明しなかったのか、その理由を明らかにする義務がある。

(4) 平成28年10月3日、学事課の〇〇（以下「職員B」と表記する。）は、審査請求人に電話で「報告書というのは職員Aの勘違いでした。〇〇高校からの報告書の提出はなかった。報告書はメモ書きの勘違いであった」と述べ、「学事課のメモでしたら開示請求に応じます」と回答した。

(5) 審査請求人が職員Aに対し報告書の内容について確認したところ、「自殺するような重要案件だったですよ。それでも報告書を見て、これで〇人退学ですか、学校外に出すしかないんですかと、何度も当時、〇〇高校に言いました。我々もできることはやりました。教育委員会は高校に対し指導はできるかもしれないが、我々には強制力がないので（何もしません）」等と述べた。

(6) 審査請求人は、本件について「いじめ第三者委員会を設置すべきでしょう。いじめ事案の全容を明らかにすべきだ」と主張したが、職員Aは「いじめ第三者委員会を設置するまでの報告書はなかった」と述べたため、「その前の報告書はあるんですね」と尋ねると、職員Aは「はい」と答えた。

(7) 本件請求1について、本件学校法人から審査請求人等に関わる「いじめ」事案に関する報告がなかったのであれば、平成25年〇月〇日〇時、本件学校法人からいじめをしたとして自主退学勧告を受けていた生徒の保護者が学事課に出向き、〇〇県議会議員が在席する〇〇室において、〇〇（以下「職員C」と表記する。）と面談した事実はなかったのか。当該保護者が本件学校法人の対応について職員Cに伝えたところ、職員Cは本件学校法人の対応にあきれて、職員Cが本件学校法人に架電したところ、「学校は、来週中に保護者に説明すると約束した」などと当該保護者らに伝えた。この事実は、学事課として記録しているのかしていないのか、先般、自己情報開示請求を行ったところ、「課文書箱」のタイトルとした文書が開示されたが、それらと精査して回答された。

(8) 本件請求2について、本件学校法人は、当該事案が法による重要案件であると認識し、学事課に報告したところ、当該事案を文書による報告ではなく口頭でもって説明を受けたと学事課は主張するが、なぜ口頭による報告で済ませたのか、その根拠は何か明らかにされたい。

学事課の職員が、本件学校法人から、事案の説明を口頭で受けたのであれば、いつ、誰がその説明を受け、その説明された内容について組織の誰がどのように対処すべきかを、どのような手段、方法で組織全体に伝え、その結果、組織の誰が誰に対しどのような指示をいつしたのかを全て明らかにされたい。

また、類似案件について、口頭で報告を受けるのか、文書で報告を受けるのか基準を示すものがあれば、本件に照らし合わせて明らかにされたい。

(9) 審査請求人は、本件に関わる事案の真相究明のため「第三者委員会」の設置を再三求めているが、「第三者委員会」を設置しない事情あるいは正当な理由があるのであれば、それについて明らかにされたい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書1について

法第31条において、学校法人が設置する学校は、同法第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を所轄する都道府県知事に報告しなければならないとされているが、本件学校法人及び本件学校から、同法に基づいた報告はされておらず、開示請求に該当する文書は存在しない。

2 本件請求文書2について

平成25年〇月頃に発覚したいじめについて、本件学校法人及び本件学校から県に対して口頭による報告はあったが、文書の提出はなく、開示請求に該当する文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成25年〇月頃に法に基づき本件学校法人から実施機関に提出された報告文書並びに平成25年〇月頃に発生したいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）について、本件学校の教諭が調査した結果及びいじめに関与したとされる生徒に対する懲戒処分に関して実施機関に提出された報告文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報記録された文書について、作成又は取得していないとして本件処分を行ったため、以下、その妥当性について検討する。

2 本件処分の妥当性について

(1) 本件請求文書1について

ア 法で定める重大事態への私立学校に係る対処について

法第28条第1項では、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を重大事態として、重大事態が発生した場合には、速やかに、学校の設置者又はその設置する学校（以下「学校の設置者等」という。）の下に組織を設け、その事実関係を明確にするための調査を行うものとされている。

また、私立学校にあっては、同法第31条第1項により、重大事態が発生した旨を所轄の都道府県知事に報告することが義務付けられている。

そして、当該報告を受けた都道府県知事においては、同条第2項により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができることとされている。

イ 本件請求文書1の不存在の妥当性について

審査請求書によれば、上記第3の2（1）のとおり、平成25年〇月〇日の審査請求人の特定個人に対する行為に係る事態が法に定める重大事態に該当すると判断され、本件学校が同月に設置したとされるいじめ防止委員会において事実関係を明確にするための調査が行われ、その結果をまとめた報告書が同年〇月頃、本件学校の〇〇副校長により学事課に提出されていると学事課から説明を受けたということであり、本件請求1の請求の趣旨は、本件学校法人及び本件学校から実施機関に提出された当該報告書の開示を求めているものと認められる。

いじめが発生した場合、上記アのとおり、学校の設置者等は、重大事態に当たると判断すれば、その事実関係を明確にするための調査を行うこととされ、また、私立学校にあっては、所轄の都道府県知事に報告することが義務付けられていることからすると、本件いじめ事案について、本件学校法人又は本件学校（以下「本件学校法人等」という。）が調査を行い、その結果を実施機関に報告していたのであれば、その前提として、本件学校法人等が本件いじめ事案を重大事態に当たると判断した客観的事実が認められるはずである。

しかしながら、実施機関によると、本件いじめ事案について、本件学校法人等から法に基づく報告は受けていないということであり、一方、審査請求人によると、本件いじめ事案を重大事態に当たると判断したのか本件学校法人等に問合せしたものの明確な回答は得られていないということであり、双方の聴取内容からは、本件学校法人等が本件いじめ事案を重大事態に当たると判断した事実は確認できなかった。

当審査会において、本件いじめ事案に係る文書の保管状況について実施機関に確認したところ、関連の文書を一つのファイルに編てつして学事課

執務室内の共用の書棚に保管するとともに、グループウェア（組織内の共同作業を支援する情報システム）を活用して、本件学校法人から口頭で報告があった内容を記録した聞取票を「課文書箱」（電子ファイルとして保存し必要に応じて学事課内で職員が利活用できる機能）に登録しているということであった。そこで、関連の文書が編てつされているファイルを見分したところ、「課文書箱」から出力された当該聞取票のほか、審査請求人の代理人から実施機関に提出された質問状、本件請求に係る自己情報開示請求書や審査請求書などがつづられていた。また、当審査会の事務局職員をして学事課の「課文書箱」を確認させたところ、当該聞取票が電子ファイルとして登録されていた。しかし、いずれにも本件請求文書1に該当する文書は見当たらなかった。

そこで、本件請求文書1が他の書類に紛れてつづられていることがないか、実施機関に対し、文書の探索状況を確認したところ、学事課執務室内の共有使用の書棚及び担当者が個別使用する書棚を複数の職員により探索するとともに、上記のファイルについても再度探索したが、本件請求文書1は発見できなかったということであった。そうすると、実施機関は、本件請求文書1が存在すれば保管されていると考えられる場所を複数の職員で探索しており、その探索が不十分であったとは認められない。

なお、都道府県知事が所轄の私立学校等から重大事態が発生した旨報告を受けた場合に、法第31条第2項に基づき、都道府県知事が当該学校等の調査に加えて再調査が必要と判断したものについては附属機関を設けて調査を行うことができることとされているが、念のため、実施機関において附属機関を設けて調査を行ったのか当審査会で確認したところ、実施機関及び県教育委員会の附属機関である広島県いじめ問題調査委員会において本件いじめ事案に関する調査は行われていなかった。

以上を踏まえれば、本件学校法人等から実施機関に対し法に基づく報告はなく、本件請求文書1は存在しないという実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書1を不存在としたことは妥当である。

(2) 本件請求文書2の不存在の妥当性について

本件請求2は、上記第3の2(8)のとおり、本件学校における本件請求1と同時期に発生したいじめ事案に関する情報の開示を求めたものであることに鑑み、その請求の趣旨は、本件請求1と同一のいじめ事案について、法に基づき、本件学校の教諭が調査した結果及びいじめに関与したとされる生徒に対する懲戒処分に関して実施機関に提出された文書の開示を求めるものと捉えるのが相当である。

そうすると、学校の設置者等が重大事態が発生したと判断し、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査結果を書面に取りまとめた場合を除き、いじめ事案を調査した結果や生徒に対する懲戒処分に関する文書を私立学校

等から提出させる法的根拠はなく、また、上記（１）で判断したとおり、本件学校法人等から実施機関に提出された法に基づく報告書の存在をうかがわせる事情が認められない以上、本件請求２に該当する文書の提出はなく存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が本件請求文書２を不存在としたことは妥当である。

なお、上記第４の２のとおり、実施機関が弁明書において口頭による報告があった旨説明していることから、当審査会において、その内容について実施機関に確認したところ、本件学校法人等からの口頭による報告内容を記録した聞取票を保有しているとのことであり、当該文書は、上記第３の２（７）で審査請求人が主張する別件の自己情報開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書であるとのことであった。

開示請求に係る保有個人情報の特定に当たっては、合理的かつ客観的に開示請求書の文言を解釈した上で対応すべきところ、本件請求２に係る開示請求書の文言は「広島県に提出された報告文書」と明確に記載されており、実施機関が本件請求２の対象となる保有個人情報を「実施機関に提出された報告文書」と判断したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、本件いじめ事案に係る学事課の組織としての対応状況や真相究明のための第三者委員会を設置しない理由等を明らかにするよう求めているが、当審査会は、条例に基づく開示請求に係る開示決定等の妥当性について審議する機関であるから、審査請求人のこれらの求めについて見解等を述べる立場になく、また、その権限を有しないものである。
- (2) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 27	・ 諮問を受けた。
29. 2. 28 (平成28年度第11回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 23 (平成28年度第12回)	・ 実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 5. 26 (平成29年度第 2 回)	・ 審査請求人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 6. 30 (平成29年度第 3 回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 7. 28 (平成29年度第 4 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授